

平成30年 [redacted] 号 業務委託料及び損害賠償等請求事件

平成30年 [redacted] 号 不当利得返還等請求反訴事件

本訴原告 [redacted] 外1名

本诉被告 [redacted]

## 第 1 3 準備書面

令和元年7月1 [redacted] 日

東京地方裁判所 民事第 [redacted] 部 御中

上記原告ら訴訟代理人

弁護士 [redacted]

弁護士 [redacted]

原告らは、本書面により、[redacted] に対する、平成28年6月時点での業務委託料請求権の金額について主張するものである。

### 1 未収入金勘定の取り扱いについて

原告会社は、[redacted] 契約を締結した（甲第3号証）。

その後、原告会社は、[redacted]

[redacted] 契約に則り、訴外法人に対する売上高を、計上した（甲第30号証，甲第4号証）。

甲第30号証は、[redacted]

[redacted] を集計したものである。

これに対し、甲第4号証は、[redacted]

[redacted] を集計したものである。よって、[redacted]

2 訴外法人に対する立替金

3 売上高の計上金額について

の合計は、

- ① [redacted] 円
  - ② [redacted] 円
  - ③ [redacted] 円
- [redacted] 7, 495万2000円

より、7, 495万2000円である。

4 訴外法人からの回収

(1) 回収の基本方針

[redacted]グループは、原告会社が訴外法人から依頼されて、[redacted]業務の受注営業を行い、これに対して、毎月定額の業務委託料を、訴外法人が支払うというビジネスモデルであった。したがって、原告会社には、期間の経過とともに、確実に訴外法人に対する売上が計上され、業務委託料が訴外法人から支払われる、という構図になっていた。

[Redacted]

[Redacted] もちろん、このような会計処理は、関与税理士の指示と許可に基づくものであった。

一方で、訴外法人の流動性確保にも気を使わなくてはならないため、訴外法人からの未収入金の回収は、訴外法人の流動性にある程度余裕のある時期を見て、適切な金額を、適宜行っていたものである [Redacted]

[Redacted] もちろん、この会計処理も、関与税理士の指示と許可のもと行われたものである。

(2) [Redacted] 金額

[Redacted]

(3) [Redacted] 金額

[Redacted]

(4) [Redacted] 金合計

[Redacted] 金額は、7,095万3353円である。

6

[Redacted]

である。

以上